

有機フッ素化合物分析等委託業務仕様書

1 委託業務内容

次のとおり環境水の水質の分析を実施する。（採水は京都府が実施。）

(1) 契約期間

開始日：令和7年7月 日

終了日：令和8年3月19日

(2) 契約形態等

単価契約、精算払い

(3) 試料の種類及び予定数量

環境水 100 検体

(4) 分析項目、分析方法等及び報告下限値

分析項目	分析方法等	報告下限値
PFOS うち直鎖体	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）」で定める方法	0.000002 mg/L
PFOA うち直鎖体		0.000002 mg/L
PFOS+PFOA		0.000004 mg/L

(5) 有効数字等の取扱い

- ① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.000002」）とする。
- ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切り捨てる。
- ④ PFOS及びPFOAの合算値については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。

(6) 採水容器及び検体の搬入等

ア 各保健所への採水容器の搬入

- ・委託分析に必要な採水容器を予め準備し、分析項目名（PFOS及びPFOA）を記載したラベルを各採水容器に貼付するとともに、検体名を記載するための白紙のラベルも貼付する。
- ・なお、分析項目を記載したラベルと検体名を記載するためのラベルは一つのラベルでも構わない。

- ・委託分析に必要な採水容器を採水予定日までに、府の指定する保健所に搬入する。(宅配便又は郵送可。)
- ・採水容器の搬入に係る費用は受託者が負担する。

イ 受託者への検体の搬入

- ・検体の搬入は、各保健所が宅配便、郵送又は直接搬入のいずれかの方法で行い、宅配便又は郵送により搬入を行う場合の費用は受託者が負担する。
- ・検体の搬入先は受託者が事前に指定する。

ウ 採水予定日

- ・都度協議する。

エ 採水容器を搬入する各保健所の所在地

保健所名	担当課	所在地	電話番号
乙訓保健所	環境衛生課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地	075-933-1151
山城北保健所	環境課	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2191
山城南保健所	環境衛生課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-4300
南丹保健所	環境衛生課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4751
中丹西保健所	環境衛生課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-5744
中丹東保健所	環境衛生課	〒624-0906 舞鶴市倉谷1350-23	0773-75-0805
丹後保健所	環境衛生課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-0361

2 分析結果の報告等

計量証明書1部を採水日から1か月後又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに京都府総合政策環境部環境管理課あて提出すること。

3 その他

- ・再委託は認めない。
- ・本委託業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に開示、漏洩、提供してはならず、また本委託業務の遂行以外の目的で使用してはならない。
- ・その他必要な事項については本府が指示するものとする。